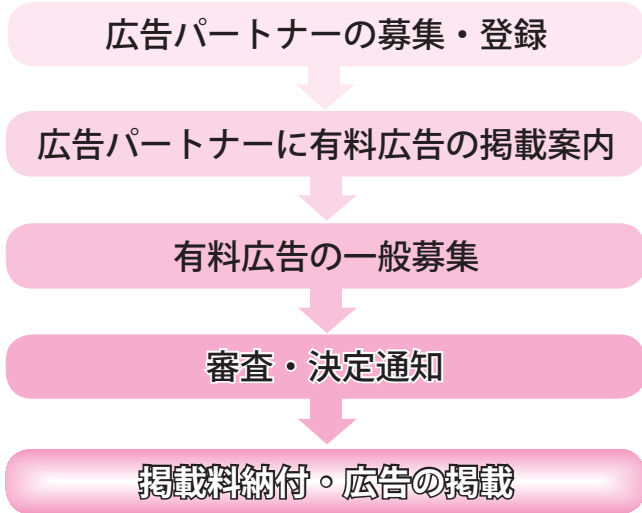


市のホームページや封筒などに広告を掲載しませんか

市では、新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、事業者などの広告を掲載する有料広告事業を始めます。募集の時期は、それぞれの広告媒体で異なりますので、その都度、ホームページ、広報等で募集の詳細をお知らせします。

有料広告事業の流れ

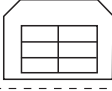



★ 広告パートナーの登録募集中

市では広告パートナー制度を設け、市の広告媒体に広告掲載を希望する事業者などを広告パートナーとしてあらかじめ登録します。掲載広告の一般募集を開始する前に、優先的に「広告パートナー」に対して、掲載案内をします。

- 対象 ・青森県内に事務所（支社、支店、出張所などを含む）を有する事業者など
・市町村税の滞納のない事業者など
- 募集期間 4月1日～ 締め切りはありません
- 登録の有効期間 登録日～平成22年3月31日
- 申し込み・問い合わせ先
総務課（☎235111内線131）
申込書は市のホームページからも入手できます。
郵送の場合は〒034-8615（住所記載不要）
総務課「広告パートナー担当」あて

有料広告の概要（募集の際に、内容が変更する場合があります。）

広告媒体	掲載位置	規格（1枠）	掲載期間等	掲載料（1枠）
ホームページ	トップページで市の指定した位置	バナー広告とし1枠の規格は縦60ピクセル、横120ピクセル、5キロバイト以内、GIF・JPEG・PNG形式	1月単位とし、連続する掲載期間はその年度の年度末まで	10,000円
共通封筒 (市の公用郵便封筒)	角型2号封筒 裏面使用で6枠 	縦8.0cm×横10.0cm	印刷枚数 30,000枚	40,000円
	長型3号封筒 裏面使用で4枠 	縦4.0cm×横 8.0cm	印刷枚数 20,000枚	30,000円
「十和田市老人福祉大会」資料冊子	冊子の最終ページから6ページを上限とし、1ページ当たり3枠を上限	縦9.0cm×横18.0cm	大会開催日で 配布部数 約1,000部	5,000円
上下水道関係通知物	「上下水道使用量等のお知らせ」の裏面使用で2枠	縦2.0cm×横 6.5cm	印刷枚数 360,000枚	120,000円
	「水道料金・下水道使用料納入通知書」の裏面使用で1枠	縦3.0cm×横 8.5cm	印刷枚数 84,000枚	45,000円

掲載できない広告内容

- ①市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ②公の秩序及び善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ③政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- ④法令等（青森県及び市の条例、規則を含む。）に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- ⑥貸金業の規制等に関する法律第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- ⑦その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

封筒寄附者 ～後日募集～

市民のかたが住民票や戸籍、税などの各種証明書を持ち帰るときに使用する、市民課備え付けの「封筒」を寄附してくださる事業者などを後日募集します。なお、封筒の裏面には広告を掲載することができます。

問い合わせ先 総務課
(☎235111内線131)

十和田市ホームページアドレス <http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>